

学校に置かれる主な職の職務等について

1. 学校教育法等に規定される主な職

職名	職務規定	主な職務内容	設置
校長	校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。 (学校教育法第三十七条第四項等)	①校務の掌理 ②職員の監督	必置
副校長	副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。 (学校教育法第三十七条第五項等)	①校長の補佐 ②校長等の命を受けた校務の掌理	任意設置
教頭	教頭は、校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長)を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる。 (学校教育法第三十七条第七項等)	①校長等の補佐 ②校務の整理 ③必要に応じた児童の教育	原則必置
主幹教諭	主幹教諭は、校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長)及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどる。 (学校教育法第三十七条第九項等)	①校長等の補佐 ②校長等の命を受けた校務の一部の整理 ③児童の教育	任意設置
指導教諭	指導教諭は、児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。 (学校教育法第三十七条第十項等)	①児童の教育 ②他の教諭等への教育指導の改善及び充実のための指導助言	任意設置
教諭	教諭は、児童の教育をつかさどる。 (学校教育法第三十七条第十一項等)	○児童の教育	必置
養護教諭	養護教諭は、児童の養護をつかさどる。 (学校教育法第三十七条第十二項等)	①保健管理 ②保健教育 ③健康相談活動	原則必置
栄養教諭	栄養教諭は、児童の栄養の指導及び管理をつかさどる。 (学校教育法第三十七条第十三項等)	①食に関する指導 ②学校給食の管理	任意設置
事務職員	事務職員は、事務に従事する。 (学校教育法第三十七条第十四項等)	①庶務関係事務 ②人事関係事務 ③会計関係事務 ④教務関係事務	原則必置
助教諭	助教諭は、教諭の職務を助ける。 (学校教育法第三十七条第十五項等)	○児童の教育	任意設置

講師	講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。 (学校教育法第三十七条第十六項等)	○児童の教育	任意設置
養護助教諭	養護助教諭は、養護教諭の職務を助ける。 (学校教育法第三十七条第十七項等)	①保健管理 ②保健教育 ③健康相談活動	任意設置
実習助手	実習助手は、実験又は実習について、教諭の職務を助ける。 (学校教育法第六十条第四項等)	○実験や実習における教諭の補助	任意設置 (高校、中等教育学校)
技術職員	技術職員は、技術に従事する。 (学校教育法第六十条第六項等)	○農業、水産、工業等の職業教育を主とした学科における機械器具の調整や保護などの技術	任意設置 (高校、中等教育学校)
寄宿舎指導員	寄宿舎指導員は、寄宿舎における幼児、児童又は生徒の日常生活上の世話及び生活指導に従事する。 (学校教育法第七十九条第二項)	①食事、洗濯等の日常生活における世話 ②日常生活の習慣及び社会生活技術を身につけるための生活指導	寄宿舎を設ける特別支援学校において必置
学校栄養職員	学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第五条の三に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいう。 (公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第二条) (参考) ○学校給食法（昭和二十九年法律第六十号） (学校給食栄養管理者) 第五条の三 義務教育諸学校又は共同調理場において学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第四十七号）第四条第二項に規定する栄養教諭の免許状を有する者又は栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）第二条第一項の規定による栄養士の免許を有する者で学校給食の実施に必要な知識若しくは経験を有するものでなければならない。	学校給食に関する ①栄養管理 ②衛生管理 ③検食	任意設置 (小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部)
学校用務員	学校用務員は、学校の環境の整備その他の用務に従事する。 (学校教育法施行規則第六十五条)	①校地及び校舎の管理や整備 ②施設及び設備の小規模な修理	任意設置

※ その他、校長等から命じられた校務等をそれぞれの職員は行う。

2. 多様な専門人材、地域人材（例）

理科支援員

小学校の理科授業において、教員と相談しつつ、観察・実験等の支援や理科教材の開発支援、理科授業の進め方等の提案・助言などを行う。

特別支援教育支援員

小・中学校において障害のある児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障害の児童生徒に対し、学習活動上のサポート等を行う。

外国人児童生徒支援員

外国人児童生徒に対し、日本語指導や教科指導における補助、外国人児童生徒や保護者からの教育相談への対応、また、教材や学校便り等の翻訳作業等にあたる。

スクールカウンセラー

児童生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な知識及び経験を有し、児童生徒の心のケアに当たる専門家。児童生徒へのカウンセリング、教職員に対する助言・援助、保護者に対する助言・援助を行う。具体的には、主にカウンセリングの手法を用いて、問題の背景にある「個人の内面」に焦点を当てて問題解決を図る役割を担う。

スクールソーシャルワーカー

社会福祉分野等の専門的な知識・技術を用いて、問題を抱える児童生徒等への支援を行う専門家。具体的には、主にソーシャルワークの手法を用いて、問題行動等の背景にある、家庭の問題などの子どもを取り巻く「環境」に焦点を当てて、学校内におけるチーム体制を構築し、家庭訪問を行ったり、関係機関等と連携するなどして問題解決を図る役割を担う。

部活動指導員

地域に住むスポーツ・文化・科学・芸術等の専門的な知識や技能等を有する者が、部活動における児童生徒への専門的技術指導を行う。

学校司書

専門的な知識・経験を有する学校図書館担当職員。学校図書館の運営に係る専門的技術的業務や日常的な実務、学校図書館を活用した教育活動への協力・参画等を行う。

具体的な職務内容は各学校ごとに様々であるが、図書の貸出・返却やレファレンス、目録の作成等のほかにも、図書館資料の選択・収集や図書管理用のガイダンス等において、重要な役割を担っている例が多く見られる。

ICT支援員

授業や研修、校務において、教員と相談したり、指示を受けたりしながら、機器やソフトウェアの設定や操作の指導、機器やソフトウェアの効果的な活用へのアドバイス、必要なデジタル教材やソフトウェアの紹介などの業務を行う。

スクールガード・リーダー

警察官OB等が学校等を巡回し、学校安全体制及び学校安全ボランティアの活動に対して、警備上のポイントや不審者への対応等について専門的な指導を行う。